

Ⅵ．公的年金制度について

公的年金は、老後の所得保障の支柱として、高齢者の老後の生活を支えていくことをその役割としています。賃金や物価の変動に合わせて年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、経済社会が大きく変動しても年金の価値が保障されます。このようなことが可能なのは、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという「世代間扶養」の仕組みを取っているからです。

老後の生活設計としては、公的年金や企業年金を生活費の基本部分とした上で、さらに各人の生活スタイルに応じて個人年金などを含めた自助努力を加えていくことが大切です。

1. 公的年金制度の仕組み

国民年金は 20 歳以上 60 歳未満で日本国内に住所のある方は、すべて加入することになります。

会社員等は 2 階部分の厚生年金保険に加入しますが同時に第 2 号被保険者として国民年金に加入することになります。第 2 号被保険者に扶養されている配偶者は、第 3 号被保険者として国民年金に加入します。

〈年金制度の体系〉

		厚生年金	〈2 階部分〉
国民年金（基礎年金）			〈1 階部分〉
第 1 号被保険者	第 3 号被保険者	第 2 号被保険者	
自営業者、大学生等	第 2 号被保険者の配偶者	会社員 + 公務員	

会社員や公務員は国民年金と厚生年金と 2 つ加入しているから老後にもらえる年金が手厚くなるのね。



国民年金の
第 2 号被保険者はさらに
分類されます。

一般厚年 < 1 号 >	国共済厚年 < 2 号 >	地共済厚年 < 3 号 >	私学共済厚年 < 4 号 >
第 2 号被保険者 (被用者年金制度の加入者)			